

# 会員情報管理及び通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本警察犬協会（以下「この協会」という。）における会員の個人情報（以下「会員情報」という。）及び通報者を保護するため、会員情報及び通報者に関わる文書及び電磁的記録の受理、登録、保管等についての管理・保護基準を定めることを目的とする。

(文書及び電磁的記録の定義)

第2条 この規程における「文書及び電磁的記録」とは、会員情報に関わる全ての文書（名簿、申込書、申請書、報告書、伝票、帳簿、ファクシミリ等）及び全ての電磁的記録をいう。

(文書及び電磁的記録の受理)

第3条 この協会の事務局において、文書及び電磁的記録を受理した際は、受理担当職員が受理簿に必要事項を記入して、各業務担当職員に配付する。

(文書及び電磁的記録の登録及び保管)

第4条 この協会の事務局における文書及び電磁的記録の登録及び保管については、各業務担当職員が責任を持って行う。

2 文書及び電磁的記録は、登録の必要な処理をした後、速やかに所定の保管場所に厳重保管するものとし、この協会の事務局の登録システム（以下「登録システム」という。）へ入力する際は、バックアップ用記憶媒体にも記録する。

(文書及び電磁的記録の複写)

第5条 この協会の事務局職員が文書及び電磁的記録を複写する場合は、上司の承認を得て、必要最小限の範囲に限るものとする。

なお、複写した場合は、複写簿に必要事項を記入する。

(文書及び電磁的記録の廃棄及び消去)

第6条 この協会の事務局において、文書及び電磁的記録並びにその複写について、その登録及び保管の必要がなくなった場合は、速やかに、文書及び複写に係る紙媒体にあつてはシュレッダーにて廃棄し、電磁的記録にあつては登録システム並びにバックアップ記憶媒体及びその他複写記録媒体から消去する。

なお、以上の廃棄及び消去を行った際には、受理簿及び複写簿に必要事項を記入する。

(会員情報の提供又は開示の禁止)

第7条 この協会の事務局職員は、会員情報を正当な理由なくして、何人にも提供し、又は開示してはならない。

2 会員情報の提供又は開示に正当な理由があると判断した場合は、あらかじめ上司の承認を得て、これを必要最小限の範囲に限り提供又は開示し、その内容及び年月日を当該理由に併せて記録簿に記入する。

(文書及び電磁的記録の持ち出し等の禁止)

第8条 この協会の事務局職員は、文書及び電磁的記録並びにその複写について、いかなる理由があろうともこの協会の事務局の外に持ち出してはならず、また、個人で所持してはならない。

(支部等への会員情報の提供)

第9条 この協会の支部、公認訓練士会等（以下「支部等」という。）において、その総会又は行事等を開催するために会員情報が必要な場合は、この協会の事務局にその理由を明示して、会員情報の提供を求めることができる。

2 支部等から会員情報の提供を求められたこの協会の事務局は、その理由を検討して、正当で

あると判断した場合は、必要最小限の範囲に限り会員情報を提供し、その内容及び年月日を当該理由に併せて記録簿に記入する。

(支部等における会員情報の保護)

第10条 支部等が会員情報の提供を受けた場合は、複写してはならず、この協会の事務局に明示した目的のみに使用し、ほかに会員情報の提供又は開示をしてはならない。

なお、必要がなくなった会員情報に関わる文書については、支部等が責任を持って、速やかに、完全廃棄しなければならない。

(通報者の保護とその対応)

第11条 この協会の事務局は、その運営について、通報者から異議申出があった場合、法令等の規定に基づき、当該異議申出等に係る事実調査を行い、その結果を当該異議申出者に対し、書面により通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 異議申出がこの協会運営の事務について、適正な遂行を妨げる目的で行われたと認めるとき。
- (2) 異議申出者が匿名であるなどにより、その所在・通知先が不明なとき。
- (3) 異議申出者が他の者と共同で苦情の申出を行ったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理を通知したとき。この場合において、当該苦情の申出者の一方にのみ通知する。

2 前項において、異議申出者の実名を会報等により公表する場合は、あらかじめ、当該異議申出者の同意を得なければならない。同意を得られない場合は、特段の事情が生じない限り、当該異議申出者の実名を公表してはならない。

(処罰)

第12条 この協会の事務局職員がこの規程に違反した場合は、この協会の就業規則に従って、制裁を受けるものとする。また、この協会の支部等において、この規程に違反した場合は、この協会の定款第10条を適用するものとする。

(損害賠償)

第13条 前条において、当該違反により生じた損害に対しては、損害を与えた者が、その全部について賠償しなければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、公益社団法人への移行の日(平成25年1月4日)から施行する。
- 2 この規程は、平成27年8月26日これを一部改正する。
- 3 この規程は、令和4年12月9日これを一部改正する。